明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令（**総務**七）　一

○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（**同**八）　三

〔告　示〕

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件（**内閣府**一〇、一一）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**七九）　四

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（**外務**三三、三四）　四

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**二六）　四

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（**同**二七）　四

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器の一部を改正する件（**同**二八）　四

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（**農林水産**三八六）　五

○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（**経済産業**二五）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**二九七）　七

○高速自動車国道に関する件（**同**二九八、二九九）　七

○道路に関する件（**東北地方整備局**二一～二五）　七

○道路に関する件（**中部地方整備局**一六）　八

○道路に関する件（**四国地方整備局**一四）　八

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一二）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**二一～二八）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　財務省　文部科学省　九

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分、行政手続法第十五条第三項の規定、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

厚生年金基金変更関係　二六

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　二六

会社その他

省　令

○総務省令第七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十八条の四の規定に基づき、及び同令を実施するため、地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十二日

総務大臣　山本　早苗

地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　自治紛争処理委員（第二条―第四条）
第三章　法第二百五十五条の五第一項に規定する審査請求があった場合の審理（第五条―第二十四条）
第四章　法第二百五十五条の五第一項に規定する審査の申立て、審決の申請等があった場合の審理（第二十五条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百五十五条の五第一項に規定する自治紛争処理委員（以下「自治紛争処理委員」という。）の審理等の手続については、法及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。第六条第一項及び第二十三条第十四号において「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

第二章　自治紛争処理委員

（職務の執行）

第二条　自治紛争処理委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法令に基づいてその職務を執行しなければならない。

（代表自治紛争処理委員）

第三条　自治紛争処理委員は、代表自治紛争処理委員を互選しなければならない。

2　代表自治紛争処理委員は、自治紛争処理委員の会議を主宰し、自治紛争処理委員を代表する。

3　自治紛争処理委員の会議は、代表自治紛争処理委員がこれを招集する。

4　代表自治紛争処理委員に事故があるときは、代表自治紛争処理委員の指定する自治紛争処理委員がその職務を代理する。